

頻にゆびをさしければ、其ゆびさす方人に人をやりて見すれば、大なる女鹿一疋ふしたりけり、あの鹿を射てわれをたすけよとをしへけるにこそ、をしへにつきて鹿をばやがて射ころしてけり、猿をばゆるすべきに、それをもやがて射てけり、信正折々此事のむざんにおぼゆるとて、妙法經を書たりしとかたり侍りけり、○中

豊前國住人太郎入道といふ者ありけり、男なりける時、常に猿を射けり、或日山を過るに、大猿有ければ、木に追のばせて射たりける程に、かせぎに射てけり、既に木より落んとしけるが、何とやらん物を木のまたにおくやうにするを見ければ、子猿なりけるを、をのがきすをおひて地に落んとすれば、子猿をおひたるをたすけんとて、木のまたにすてんと玄ける也、子ざるは又母につきて放れじと玄けり、かくたびくすれども、猶子猿とりつきければ、もろともに地におちにけり、それより永く猿を射る事をばとめてけり、

〔類聚大補任首書〕仁治三年、鳥羽御廄猿子ヲ産云々、而被授兵衛尉ト云々、

〔沙石集八上〕鳥獸恩知事

中比伊豆國ノ或處ノ地頭ニ若男有ケリ、猿シケルツイデニ、猿ヲ一疋イケドリニシテ、足ラシバリテ、家ノ柱ニ結付タリケルヲ、彼母ノ尼公慈悲アル人ニテ、アライトヲシ、如何ニ侘シカルラム、アレトキ許シテ山ヘヤレトイヘドモ、郎等冠者原主ノ心ヲ知テ、恐レテ足ヲトカズ、イデ去ラバ我トカントテ、足ヲトキ許シテ、山ヘヤリヌ、是ハ春ノ事成ケルニ、夏覆盆子ノ盛ニ、覆盆子ヲ栢ノ葉ニ裏ミテ、ビマヲ伺ヒテ此猿、尼公ニ渡シ奉ケリ、アマリニ哀ニイトラシク思ヒテ、布ノ袋ニ大豆ヲ入テ猿ニトラセツ、其後栗ノ盛ニ先ノ布ノ袋ニ栗ヲ入テ、ヒマヲ伺ヒ又持テ來ル、此度ハ猿ヲトラヘテ置テ、子息ヲヨビテ、此次第ヲ語リテ、子々孫々迄モ此處ニ猿殺サシメジト起請ヲ書ケ、若サラズバ母子ノ儀有ベカラズト、ヲビタマシク誓狀シケレバ、子息起請書キテ、當時迄モ此